

PMDA 医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構

pmda No.51 2017年 9月

一般名類似による薬剤取り違えについて

POINT 安全使用のために注意するポイント

(事例) 保険薬局が、一般名「一硝酸イソソルビド錠20mg」の処方せんを受付けた際、アイトロール錠を調剤すべきところ、「硝酸イソソルビド錠20mg」のフランドル錠と取り違え、調剤・交付した。

1 一般名が類似する医薬品について

- 一般名が類似する薬剤が存在することを理解し、調剤する際は特に注意すること。

処 方 せ ん	
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)	
公費負担者番号	保険者番号
公費負担医療の交付者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号
氏名	保険医療機関の所在地及び名称
生年月日	電話番号
性別	保険医氏名
区分	郵便庁長官番号
交付年月日	処方せんの発用期間
変更不可	特記事項
【般】一硝酸イソソルビド錠20mg 1日2錠 1回1錠 1日2回 朝夕食後 ○日分	
保険医署名	
調剤年月日	公費負担者番号
保険薬局の所在地及び名称	公費負担医療の交付者番号

【般】一硝酸イソソルビド錠20mg



一硝酸イソソルビド

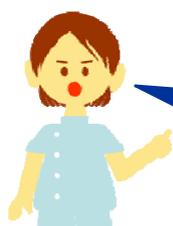


硝酸イソソルビド

一般名処方における取り違え事例一覧

一般名	ブランド名（先発）
一硝酸イソソルビド 硝酸イソソルビド	アイトロール フランドル
アロチノロール塩酸塩 アテノロール	アロチノロール塩酸塩「DSP」 テノミン
エスタゾラム エチゾラム	ユーロジン デパス
セフカペンピボキシル塩酸塩 セフジトレンピボキシル セフジニル セフポドキシムプロキセチル	フロモックス メイアクト セフゾン バナン
ニセルゴリン ニコランジル	サアミオン シグマート
ニソルジピン ニルバジピン	バイミカード ニバジール
フルバスタチン プラバスタチンNa	ローコール メバロチン
クロベタゾールプロピオン酸エステル クロベタゾン酪酸エステル	デルモベート キングダベート
ベタメタゾンジプロピオン酸エステル ベタメタゾン酪酸プロピオン酸エステル	リンデロン-DP アンテベート
ラニチジン ラフチジン	ザンタック プロテカジン
ロフラゼプ酸エチル ロラゼパム	メイラックス ワイパックス

一般名（一般名処方マスタ名）	ブランド名（先発）
サラゾスルファピリジン 錠 サラゾスルファピリジン 腸溶錠	サラゾピリン アザルフィジンEN
テオフィリン徐放錠（12～24時間持続） テオフィリン徐放錠（24時間持続）	テオドール ユニフィルLA、ユニコン
ニフェジピン徐放錠（12時間持続） ニフェジピン徐放錠（24時間持続）	アダラートL アダラートCR



薬剤取り違え事例は、この他にも多数あります。
 よく取り違えられる一般名を把握・共有することで、調剤ミスを防ぎましょう。

2 一般名処方時における取り違え防止対策

処方せん記載例（その1）

変更不可	個々の処方案について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
処方	Rp1【般】一硝酸イソソルビド錠20mg 1日2錠 1回1錠 1日2回 朝夕食後 ○日分 （備考：ブランド名「アイトロール」または後発品）
備考	保険医署名 【「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。】

処方欄の、各一般名処方に、備考として、先発品や代表的な後発品のブランド名を記載。

処方せん記載例（その2）

変更不可	個々の処方案について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
処方	Rp1【般】一硝酸イソソルビド錠20mg 1日2錠 1回1錠 1日2回 朝夕食後 ○日分
備考	保険医署名 【「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。】 Rp1：ブランド名「アイトロール」または後発品

備考欄に、先発品や代表的な後発品のブランド名を記載。



一般名処方による取り違えリスクが特に懸念される名称のものについては、ブランド名等を参考的に付記することができます。
この場合でも、一般名処方加算は算定できます。
ただし、併記されるブランド名は、処方薬に係る参考情報であることから、個別ブランドの指定と誤解されることのないようにする必要があります。
調剤ミスを防ぐため、処方する医療機関のご協力をお願いします。

この「PMDA医療安全情報No.51」に関連した事務連絡が厚生労働省より出されています。

- 平成29年5月26日付 医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局安全対策課 事務連絡
平成27年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」結果の概要について（情報提供）
- 平成29年5月26日付 保険局医療課 事務連絡
「疑義解釈資料の送付について（その11）」

本情報の留意点

- * このPMDA医療安全情報は、公益財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び医薬品、医療機器の品質及び安全性の確保等に関する法律に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- * この情報の作成に当たり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- * この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。

どこよりも早くPMDA医療安全情報入手できます！
登録はこちらから。

